建築基準法(以下「法」という。)第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和元年9月2日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定の名称

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町地区建築協定

2 申請者の氏名

小寺 晶

3 建築協定区域

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町6番2,6番3,17番7から17番10まで,17番12から17番14まで,18番10,18番12,18番14,18番16,18番17,18番20,18番23,18番27から18番30まで,18番34から18番38まで,18番50,20番4,20番6から20番11まで,20番14から20番17まで,20番20,20番22から20番24まで,23番4,23番6,23番7,23番9,23番12,23番13,23番16から23番18まで,24番3,24番4,25番2,25番3,25番5,25番8,25番9,44番8,45番3,45番5,45番7,45番13,45番16,45番18から45番22まで,45番25,48番2,48番6,68番4,68番5,71番及び75番1

## 4 建築協定区域隣接地

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町18番11,18番18,18番22,18番31,20番5,20番21,23番5,23番10,24番2,25番6,25番7,25番10,28番,42番1,42番8,43番1,44番1から44番3まで,4 4番16から44番18まで,45番6,45番15,45番17,48番1,48番4,48番5,49番,68番2及び75番2

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 建築協定の期間

5年間(有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に5年間延長することができるものとする。)

## 7 認可年月日及び番号令和元年9月2日付け第13-003号

## 8 縦覧期間

令和元年9月2日から建築協定書第16条に規定する有効期間満了日又は、法第76条第2項の規定に基づき建築協定の廃止認可を公告した日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)